



千葉労働局発表
平成28年6月23日

【照会先】

千葉労働局労働基準部健康安全課
課長 遠藤 光
課長補佐 北村 明典
衛生専門官 内 耕一
電話 043-221-4312



報道関係者各位

作業環境測定機関の行政処分について

千葉労働局長（福澤 義行）は、平成28年6月23日作業環境測定機関の登録を取り消す行政処分を行いました。

【行政処分を行った作業環境測定機関】

名称 エバークリーン株式会社
所在地 千葉県野田市二ツ塚57番地
代表者 代表取締役 加藤 栄作

【処分の内容等】

・ 処分年月日

平成28年6月23日

・ 処分の理由

平成25年11月15日に同社千葉支店において発生した爆発事故に関し、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、作業環境測定法第35条の3第1項に規定する登録取消要件に該当することとなったこと。

・ 処分の内容

作業環境測定法第33条第1項による作業環境測定機関の登録の取消

・ 根拠法令

作業環境測定法第35条の3第1項

参考（作業環境測定及び作業環境測定機関について）

作業環境測定は、作業環境の現状を認識し、作業環境を改善する端緒となるとともに、作業環境の改善のために採られた措置の効果を確認する機能を有するものであって、労働者の健康管理の基本です。このため、労働安全衛生法において一定の有害作業場所について定期的に作業環境を測定し、その結果を記録する義務が事業者に課されています。しかし、作業環境測定を正確に行うためには、高度の知識及び技術が必要です。このため、作業環境測定法において作業環境測定士という資格を定め、粉じん作業場等、一定の作業場（指定作業場）について作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士に実施させ、他の者に委託して行うときは作業環境測定機関等に委託しなければならないものとしています。

作業環境測定機関については、一定の基準に適合して厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けることを要件とし、作業環境測定の応諾義務、作業環境測定士による作業環境測定の実施の義務を定めるとともに、業務規程の認可その他の所要の監督指導を行うことによりその業務の適正化を図ることとしています。